

令和2年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和2年第3回東彼杵町議会定例会は、令和2年9月17日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	森 隆志 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	ま ち づ くり 課 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	滝川 千香子 君
--------	---------	-----	----------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 53 号	東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2	議案第 55 号	令和2年度東彼杵町一般会計補正予算 (第7号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 3	議案第 57 号	令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 4	議案第 61 号	令和2年度東彼杵町水道事業会計補正予算 (第2号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 5	議案第 62 号	令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算 (第2号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 6	議案第 63 号	令和元年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 7	議案第 64 号	令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認

- 定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 8 議案第 65 号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 9 議案第 66 号 令和元年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 10 議案第 67 号 令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 11 議案第 68 号 令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 12 議案第 69 号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 13 議案第 70 号 令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 14 議案第 71 号 令和元年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 15 請願第 1 号 一ツ石杉尾井手水源地及び水路の災害復旧工事に関する請願書（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 16 請願第 2 号 「気候非常事態宣言」に関する請願書（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 17 議案第 73 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 18 議案第 74 号 塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約について
- 日程第 19 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

6 閉 会

開 会（午前 9 時 57 分）

○議長（吉永秀俊君）

全員お揃いのごさいます。これから本会議を始めます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは議事に入ります。

日程第 1 議案第 53 号 東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 2 議案第 55 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 3 議案第 57 号 令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、議案第 53 号東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、日程第 2、議案第 55 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）、日程第 3、議案第 57 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、以上 3 議案を一括議題とします。

なお、議案第 53 号につきましては、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により、議会は条例の制定に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされており、別紙のとおり監査委員より申し述べられた意見書を添付しておりますので、後ほど事務局長に内容を朗読させます。

それでは、本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 53 号 東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

2 審査年月日

令和 2 年 9 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 10 日総務課長、税財政課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の条例制定は、地方自治法等の一部改正により令和元年政令第 156 号が公布・施行さ

れたことに伴い、住民訴訟における町長等の賠償責任に対し、一定額以上の賠償額を免除できるようにするものである。

この条例は、第1条から第3条まで設けられ、趣旨・最低責任負担額・損害賠償責任の一部免責からなっており、住民訴訟において町長等が賠償責任を負うことになった場合、善意でかつ重大な過失がない時に限り、国の基準に従い条例で定める一定額以上の賠償額を免除できるようにしている。

慎重に審査した結果、適正な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、

1 付託された事件

議案第55号 令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）

2 審査年月日

令和2年9月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月10日各課長及び財政係長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6644万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億7598万6000円とするものである。

歳出については、総務費に新型コロナウイルス感染症対策事業・新庁舎整備構想作成支援業務委託料等2771万7000円、民生費に813万6000円、衛生費に2496万4000円、農林水産業費にいちご自動谷換気装置導入事業費補助金等7526万2000円、商工費に地域振興券追加給付事業補助金等6035万3000円、土木費に舗装補修工事等816万3000円、消防費に3310万3000円、教育費に総合会館防犯カメラ設置工事等2321万円、災害復旧費に4億208万1000円が計上されている。

歳入については、特定財源として災害復旧費分担金504万円、国・県支出金5億7729万4000円、基金繰入金等1億1273万5000円が計上され、一般財源として地方交付税等1億709万9000円が計上され、財政調整基金繰入金1億3380万4000円が減額されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、地域振興券の送付方法については、経費節減のため個人別ではなく、戸別ごとの送付を検討されたいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第57号 令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

2 審査年月日

令和2年9月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月10日総務課長、税財政課長、健康ほけん課長の出席を求め

委員会を開催しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1350 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 3869 万 8000 円とするものである。

歳出については、総務費に認定審査会等への出務及び介護保険制度の見直しに伴うシステム改修費等 101 万 6000 円、保険給付費に 202 万 6000 円、基金積立金に 733 万 5000 円、地域支援事業費に 163 万 9000 円、令和元年度の介護保険事業費の精算等に伴い、償還金 125 万 6000 円、予備費に 23 万 7000 円が計上されている。

歳入については、保険給付費等の法定負担分及び令和元年度介護保険事業費の精算等に伴う過年度収入として、介護保険料 46 万 7000 円、国・県支出金等 1116 万 5000 円、繰入金等 188 万 6000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

ここで、皆さまに配布しております議案第 53 号に係る監査委員の意見書の内容を事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（有川寿史君）

皆さまに配布しております条例制定に係る監査委員の意見についての中ほどから下をご覧ください。

1、意見を求められた条例案。東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。

2、監査委員の意見。本条例案については、客観性・合理性がある内容であり、また、町長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令第 173 条第 1 項第 1 号に定める基準を参酌した額を控除して得た額を一部免責額としており、職責等に照らし合わせ相当性を欠くものではなく、妥当であるとの結論に至りました。監査委員からの意見は以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先ず先に議案番号をお知らせください。

○議長（吉永秀俊君）

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

次に、これから議案第 53 号、議案第 55 号、議案第 57 号の討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 53 号、議案第 55 号、議案第 57 号の討論を終わります。

これから、議案第 53 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号東彼杵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 61 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 5 議案第 62 号 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 4、議案第 61 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）、日程第 5、議案第 62 号令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。口木産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

おはようございます。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 61 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）

2 審査年月日

令和 2 年 9 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は新型コロナウイルス感染症対策として、施設巡回用タブレット購入に係る経費、管路情報デジタル化事業及び災害時停電対策として非常用発電機導入のための配線改良工事費等を追加計上するものである。

収益的収入及び支出においては、施設巡回用タブレット購入とメータ器位置データ整備分の40万円をそれぞれ追加計上し、収益的収入の総額を2億6154万5000円、収益的支出の総額を2億3939万8000円とするものである。

また、資本的収入においては、工事負担金にマッピングシステム導入費用を2000万円計上し、総額を1億4257万1000円とするものである。

資本的支出は、建設改良費に管路マッピングシステム構築に2000万円、彼杵浄水場非常用発電機配線工事に56万1000円を追加し、総額を1億5550万9000円とするものである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第62号 令和2年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

2 審査年月日

令和2年9月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正は、道の駅交差点改良工事に伴う経費を追加計上するものである。

収益的収入及び支出においては、マンホール蓋の調整工事としてそれぞれ180万6000円追加計上し、収益的収入の総額を3億394万2000円、収益的支出の総額を2億7312万7000円にするものである。

また、資本的収入においては、企業債360万円、他会計負担金20万円を計上し、総額を2億4397万1000円とするものである。

資本的支出は、道の駅交差点改良工事に併せ管渠未整備地区の管渠布設のため建設改良費380万円を追加計上し、総額を3億3141万円とするものである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第61号、議案第62号の討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 61 号、議案第 62 号の討論を終わります。

これから、議案第 61 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 61 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 62 号令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

- 日程第 6 議案第 63 号 令和元年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 64 号 令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 65 号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 66 号 令和元年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 67 号 令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 68 号 令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 69 号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 70 号 令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 71 号 令和元年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 6、議案第 63 号令和元年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 7、議案第 64 号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 8、議案第

65 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 66 号令和元年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 67 号令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 68 号令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 69 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 13、議案第 70 号令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 14、議案第 71 号令和元年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件、以上 9 議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。浪瀬決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 63 号 令和元年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 2 年 9 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 11 日各課長、財政係長及び教育次長の出席を求め委員会を開催しました。

令和元年度の一般会計決算収支額は、歳入総額 49 億 5340 万 5000 円（対前年度比 3.9%増）、歳出総額 47 億 7754 万 7000 円（対前年度比 3.5%増）と共に増加している。形式収支は 1 億 7585 万 8000 円となっているが、翌年度への繰越財源 4119 万円を控除した実質収支は 1 億 3466 万 8000 円（実質収支比率 4.6%）となり、前年度より 27.5%の増となっている。単年度収支は 2904 万 3000 円の黒字となり、更に基金の積立（413 万 4000 円）のプラス要因により実質単年度収支も 3317 万 7000 円の黒字であった。本町財政は、歳入でふるさと応援寄附金が 2 億 9270 万円（対前年比 148.1%増）となっているが、依然として自主財源に乏しく国県支出金や地方交付税等に対する依存度が高く、有効な補助事業活用での取り組みが重要課題である。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、明治の民家の貸付料・農村婦人の家跡地の売却単価・彼杵宿郷の寄附を受けた土地の賃貸借契約に疑問が生じることや町長の施政方針を履行するため最大限の努力をされたいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第 64 号 令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 2 年 9 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月11日総務課長、税財政課長、健康ほけん課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和元年度は、当初予算12億500万円に対し3回の補正が行われ、予算総額は12億2153万7000円となり、決算額は歳入総額12億3962万6000円（対前年度比4.4%減）、歳出総額12億1468万円（対前年度比3.8%減）と共に減少している。実質収支は2494万6000円であるが、前年度実質収支3402万3000円が含まれているため単年度収支は907万7000円の赤字となっている。財政調整基金への積立てが3704万4000円されており、実質単年度収支は2796万7000円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、健康診断や疾病予防を図るため保健事業に対する啓発を更に推進し、被保険者の健康増進による医療費の節減に努められたいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第65号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和2年9月11日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月11日総務課長、税財政課長、健康ほけん課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和元年度は、予算現額8億3297万3000円に対し、歳入総額8億1453万9000円（対前年度比1.0%減）、歳出総額8億934万6000円（対前年度比1.4%増）となり実質収支は429万6000円となる。前年度実質収支が2438万5000円で、積立金が1717万4000円となり、実質単年度収支は291万5000円の赤字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

次に、

1 付託された事件

議案第66号 令和元年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和2年9月11日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月11日総務課長、税財政課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和元年度は、歳入総額35万6000円、歳出総額4万8000円となっている。実質収支は30万8000円となり、前年度実質収支が30万8000円であることから単年度収支は0円となる。積立金4万8000円があり、実質単年度収支は4万8000円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

次に、

1 付託された事件

議案第 67 号 令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 2 年 9 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 11 日総務課長、税財政課長、水道課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和元年度は、歳入総額 4296 万 4000 円（対前年度比 0.2%増）、歳出総額 4295 万 8000 円（対前年度比 0.6%増）となっている。実質収支は 6000 円で、実質単年度収支は 15 万 6000 円の赤字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で接続の推進に努められたいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第 68 号 令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 2 年 9 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 11 日総務課長、税財政課長、水道課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和元年度は、歳入総額 1335 万 4000 円（対前年度比 54.6%増）、歳出総額 1335 万 3000 円（対前年度比 72.3%増）となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で接続の推進に努められたいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第 69 号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 2 年 9 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 11 日総務課長、税財政課長、水道課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和元年度は、歳入総額 3 億 4091 万円（対前年度比 21.4%増）、歳出総額 2 億 4946 万 6000 円（対前年度比 10.6%減）となっている。実質収支は 9144 万 4000 円となり、実質単年度収支は 8966 万 7000 円の黒字となっている。公債費は昨年度に比較して 3184 万 4000 円減少し、令和元年度末現在で 23 億 3799 万 8000 円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で費用対効果の面からも接続の推進に努められたいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第 70 号 令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 2 年 9 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 11 日総務課長、税財政課長、健康ほけん課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和元年度は、歳入総額 1 億 1153 万 6000 円、歳出総額 1 億 999 万 6000 円となっている。実質収支は 154 万円となり、実質単年度収支 56 万 4000 円の黒字となっている。被保険者 1 人当たり換算した年間給付額は 99 万 9000 円で、国民健康保険の 1 人当たり年間負担額 34 万 3000 円と比較しても格段に高くなっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、健康診断や疾病予防を図るため保健事業に対する啓発を更に推進し、被保険者の健康増進による医療費の節減に努められたいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第 71 号 令和元年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件

2 審査年月日

令和 2 年 9 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 11 日総務課長、税財政課長、水道課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和元年度の収益的収入は、予算額 2 億 6199 万 1000 円に対し、決算額 2 億 6031 万 3000 円（収入率 99.4%）となり、収益的支出は、予算額 2 億 2454 万円に対し、決算額 2 億 1181 万円となり、1273 万円の不用額が生じている。

資本的収入は、予算額 1 億 643 万 6000 円に対し、決算額 9906 万 8000 円となり、資本的支出は、予算額 1 億 4096 万 4000 円に対し、決算額 1 億 3285 万 2000 円で不用額 811 万 2000 円となっている。事業収益は合計 2 億 4936 万 7000 円となり、事業費用が合計 2 億 575 万円となり、経常利益は 4361 万 7000 円となっている。

資産は、合計 28 億 2912 万 8000 円で、負債は合計 23 億 8767 万 3000 円となり、また、資本は合計 4 億 4144 万 5000 円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第 63 号について質疑を行います。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認め、議案第 63 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 64 号から議案第 71 号まで、8 議案を一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑をお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認め、議案第 64 号から議案第 71 号についての質疑を終わります。

これから、議案第 63 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 63 号の討論を終わります。

次に、議案第 64 号から議案第 71 号について、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 64 号から議案第 71 号の討論を終わります。

これから議案第 63 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 63 号令和元年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 63 号令和元年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 64 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 64 号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 64 号令和元年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 65 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 65 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 65 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 66 号令和元年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 66 号令和元年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 67 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 67 号令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 67 号令和元年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 68 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 68 号令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 68 号令和元年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 69 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 69 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉永秀俊君)

起立多数です。

したがって、議案第 69 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 70 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 70 号令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉永秀俊君)

起立多数です。

したがって、議案第 70 号令和元年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 71 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 71 号令和元年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(吉永秀俊君)

起立多数です。

したがって、議案第 71 号令和元年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

**日程第 15 請願第 1 号 一ツ石杉尾井手水源地及び水路の災害復旧工事に関する請願書
(委員長報告・質疑・討論・採決)**

○議長(吉永秀俊君)

次に、日程第 15、請願第 1 号一ツ石杉尾井手水源地及び水路の災害復旧工事に関する請願書を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、口木俊二君。

○産業建設文教常任委員長(口木俊二君)

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

請願第1号 一ツ石杉尾井手水源地及び水路の災害復旧工事に関する請願書

2 審査年月日

令和2年9月10日

3 審査の経過並びにその結果

令和2年7月の豪雨で被害を受けた一ツ石杉尾井手及び水路状況を請願人、紹介議員及び建設課長、建設係長とともに現地調査を行いました。

請願の理由が、7月6日から7日にかけての豪雨による水路の損壊や土砂の堆積で水源地からの取水ができないという甚大な被害が出ており、地元だけでの復旧が非常に厳しく、来年以降の稲作が困難になることが予想されます。また、水路の距離も長く受益者の高齢化も進んでおり、財政的負担を非常に危惧されている。出来るだけ地元負担の軽減に協力してほしいとの切実な願いでありました。

意見交換会では、土砂が堆積しないような整備方法や部分的にパイプラインにする整備方法、機械の搬入等の話が出ました。

慎重に審査した結果、請願人の願意を認め、全委員一致、採択すべきものと決定しました。

執行部におかれては、条例や規則等も踏まえ、中山間地事業や、多面的事業の交付金等、関係部署と整備方法を検討し、水路の確保とあわせ受益者の負担が最小限となるよう請願人と協議して進めてもらいたい。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この請願書は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号一ツ石杉尾井手水源地及び水路の災害復旧工事に関する請願書は、委員長の報告のとおり採択されました。

日程第16 請願第2号 「気候非常事態宣言」に関する請願書
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 16、請願第 2 号「気候非常事態宣言」に関する請願書を議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

請願第 2 号 「気候非常事態宣言」に関する請願書

2 審査年月日

令和 2 年 9 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 10 日請願人代表岡本湧月氏及び紹介議員を招致し、請願の説明や質疑を行いました。

説明の中で気候非常事態宣言とは、国や都市、地方政府などの行政機関が気候変動による危機について非常事態宣言を行うことによって、気候変動への政策立案、計画、キャンペーンなどの対応を優先的に取るものとされている。異常気象が続き世界的にも気候変動は大きな問題となっており、東彼杵町でも農業や漁業に影響があり、町全体が一丸となって気候危機に対し行動を起こすためにも、気候非常事態宣言を東彼杵町でも行ってほしいとの請願である。

具体的政策提言としては、①再生可能エネルギーの自給率から⑨環境問題、気候問題への町民の周知や危機感を広める運動等 9 項目にわたり提言されている。

委員からの質問で、①から⑨までの中で東彼杵町としてできること、また、すでに取り組んでいること、更に実態と照らし合わせた場合や、費用対効果等の質問がありました。

慎重に審査した結果、請願の「気候非常事態宣言」は一部考慮する点も見受けられるが、自然豊かな東彼杵町の実態や財政事情等を照らし合わせた場合、かけ離れた点や費用対効果の面からも気候非常事態宣言をするまでには至らないということから全委員一致趣旨採択すべきものと決定しました。

なお、趣旨採択とは、請願について十分に理解でき一部は認められるものの、財政事情等から実現性の面で確信が持てない、または困難な場合に用います。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

2 点伺います。今回、高校生が今年の 3 月から署名運動をしながら、署名は 157 名集め、ネットで 84 人ということで、これは新聞報道で流れておりました。

このことについて、まず、子どもたちに対する評価、どのような評価をされたということをまず 1 点目。

2点目の質疑であります。紹介議員に対する質疑が、今回具体的な提言1から9までのことを、それぞれ具体的な説明を受けたわけですが、紹介議員の活動、あるいは配偶者の仕事の確認ということがあったと聞いていますが、それと今回の気候非常事態宣言に対しての因果関係、どういう因果関係があったのか、そこをお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

まず1点目の昨年からの署名については、やはり、そういった青少年が関心をもってされるということは多いに良い事だというふうな意見は出ました。

2点目の排出ガスの因果関係、ここにもうたってあったわけですが、それについては個人的な、ちょっと見解もあったように感じますが、営業されている車種については排出ガスが多いのではないだろうかというふうな質問が出たわけでありまして。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

それでは評価はされたということなんですね。

それで、この子どもたちは、町長のところにも高校生3人で訪れたと書いてありましたが、環境にやさしい取り組みは町のイメージアップに繋がるということで、町長もなんとしてもこの気象変動対策を進めなくてはならないと思っている。どんな取り組みが可能なのかを検討し、検討したいと、このように述べております。

今回、趣旨採択とされました。趣旨採択というのは、本来、採択か不採択か、それとも審査の持ち越し、棚上げというか閉会中の審査にするのか、あるいは審議未了とするのか。いろいろ方法はあるかと思いますが、この趣旨採択というのは、非常に、ちょっと逃げたような結果になっているんですね。実は、私は残念だなと思っております。せつかく、この未来への環境問題に対しての警鐘を鳴らしてくれているんですよ。

こういった、今回台風が来ました。台風対策についても、今回海温が上がって大きな台風が来てみたり、いろんな、この警鐘を鳴らすということは非常に良い事ではないのかな、良い事をしてきたのではないかと私は思うんです。それを、ちょっと言えば言い方は悪いかもしれませんが、上から目線と言うか、この趣旨採択というのが。もう少し気持ち良く採択というような形は取れなかったのか。なぜこの趣旨採択と、ここに書いてありますが、宣言をするまでには至らないと書いてあるのは、やはり、せつかくだから子どもたちが宣言してくださいよというのであれば、やはり大人も、これは大人の対応をするべきではないのかと思うんです。そういった審議はされなかったんですか、この委員会で。

○議長（吉永秀俊君）

浪瀬委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

今、森議員の質問に対してですけれど、いろいろな面から見て、子どもたちのそういった純粋な気持ちはわかる。しかし、委員さんに聞いたところ、やはり東彼杵町では、コージェネレーショ

ンとか企業とかそういったものがあるのかどうか、そういった問題とか。グリーンの関係は70%以上が山林とか、そういったものに含まれているというところで、そこまではしなくても。することによって、結局宣言をして、コージェネレーションとかいろいろな問題を採用した場合に、それが実際に、財政的に需要とかに取り組めるかどうかというのが委員さんから意見が出ましたので、そういったことで趣旨。この中身は、一部考慮する点も見受けられるので趣旨採択というような結論に至ったわけでありませう。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

ここで、最後の趣旨採択とはということで補足説明というか書いてありますが、十分に理解はでき一部は認められるものの、財政的事項等から実現性の面で確信が持てない。このこと、これは具体的にどういったことを想定されているのですか。

○議長（吉永秀俊君）

浪瀬委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

先ほど言いましたようにコージェネレーションとか排出熱を出す、発電をするとか、そういう東彼杵町に、今の実態と見合うのかどうかというのが出たわけでありまして、今1点を言いましたけれど、他にもいろいろ意見がありましてこういった結果になったわけでありませう。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論の順序は、委員長報告が趣旨採択でありますので、先ず始めに、原案の採択に賛成者、次に原案の採択及び趣旨採択に反対者、次に原案の採択に賛成者、次に趣旨採択に賛成者の順で行います。討論のある方は挙手をしてお願いします。

先ず始めに、原案の採択に賛成者の発言を許します。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

私は原案の採択に賛成の立場で討論を行います。

先ほども申しましたとおり、子どもたちが町の環境にやさしい取り組み、町のイメージアップに繋がる。そういった未来を見据えた形の中での宣言をすることというのは、非常に評価すべきであるとそう私は考えております。この警鐘を鳴らすことによって、町全体がこの環境問題についての再認識というものが高まるのではないのかなということで、私は、これは趣旨採択ではなく採択という形が最もふさわしいと考えます。そういうことで討論させていただきます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、原案の採択及び趣旨採択に反対者の発言を求めます。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

ありませんね。

次に、原案の採択に賛成者の発言を許可します。1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

これより請願書第2号、気候非常事態宣言に関する請願書について賛成の立場から意見を述べたいと思います。

私たち人類は、産業革命以来地球上の資源を利用し物質文明を推し進め、大量生産、大量消費社会を作り上げ、ものがあふれるほどの繁栄をしてきました。その一方で、自然環境への負荷を増大させ続けた結果、様々な環境問題を引き起こしています。

環境問題とは、人類の活動に由来する周囲の環境の変化により発生した問題です。それによって困るのは地球上で生きていたいと願う私たち人間です。だからこそ謙虚な姿勢でこの問題に向き合わなければならないはずです。今後、便利さや物質的快適さを求めてきた私たちの生活様式も見直す必要があると思います。

また、近年想定を超える気象災害が増加し、本町でも年々被害は深刻です。気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災、減災対策が求められています。

気候非常事態宣言は、宣言を表明することで気候が非常事態であるという危機感を町民の皆様と共有し、一人一人の行動を促すことが1つの大きな目的だと考えます。宣言を行うことで町全体の意識を高めることとなり、その危機感が具体的な行動に繋がります。

以上の理由により、私は、この請願趣旨に賛成いたします。この請願は東彼杵町内に住む高校生たちによって提出されました。若者の声をこのような形で議会へ届けていただき、また、請願書提出から内容の調査に至るまで力を尽くしてくださった全ての方々へ感謝しております。高校生の皆さんの勇気と行動力に敬意を表したいと思います。議員の皆さまには、今一度、この請願の趣旨へのご理解をお願いしたいと思っています。

ただ、私も紹介議員として橋渡しをさせていただいたんですけれど、高校生たちの考えた請願書の中身について、私は全面的に賛成であったため、文面をそのまま提出させていただいたという経緯があるんですけれど、請願書の文面上この宣言をして欲しいという趣旨と政策提言の関係性というか結び付きが、表現というか厳しかった、採択するにはいろんな意見が出たのかなというふうに感じていました。

ただ、この町で実現できる取り組みをしっかりと皆さま真剣に考えていくためにも東彼杵町では是非宣言を行っていただきたいと考えています。以上、賛成討論を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に、趣旨採択に賛成者の意見を求めます。3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

私は、趣旨採択に賛成の立場から討論をいたします。

今回の気候非常事態宣言の請願は、町内在住の高校生から提出されたもので、話しによると、昨年東彼杵中学校において、数名の仲間の中身について検討され、その後署名活動を始められたと聞

いております。町内の若者、しかも高校生の年代で、自分たちの町、日本、引いては世界規模の問題について明確な問題意識を持って真剣に取り組まれていることに対し、大変たのもしく、驚きを持って受け止めております。

この気候非常事態宣言は、昨年9月に長崎県壱岐市から始まり、現在国内37の自治体で採択をされているようです。また、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を、東京都はじめ90あまりの自治体が表明をしております。気候非常事態宣言については、躊躇している自治体も数多くあると聞いています。

我が町においても、この気候非常事態宣言を採択するのは簡単ですが、しかしながら、採択すれば、町として議会として実行し、すぐに具現化する責任があります。まずCO₂削減のため公用車は全てハイブリット車若しくは電気自動車に替え、職員、議員も、役場の近隣は自動車通勤をやめ歩いて登庁しなければなりません。また、全ての施設の照明もLEDに交換をしなければなりません。これらに掛かるお金は、全て自主財源、すなわち町民の税金で補填しなければなりません。

東彼杵町は農業が主幹産業です。電気や重油を多く使うハウス栽培農家、いちご、びわ、みかん等です。また、肥育農家などは町として推奨できなくなり、町の補助金も出づらくなります。スエーデンの17歳の女性環境活動家のグレタさんは、国連や環境会議に出席する時、飛行機には絶対に乗りません。

これからもわかるように、気候非常事態宣言をすればCO₂排出量が最も多いと言われる自動車、航空機関連の企業誘致もできなくなります。また、既存の町内企業には、環境にやさしいゼロエミッションやISO14001の取得をお願いし、自前で多額の設備投資をしてもらわなければなりません。同意していただくことは果たしてできるでしょうか。大変疑問です。

今回の請願は、高校生が請願者であり、数名の仲間と相談して具体的提言を決めたとのことですが、その中の⑦ごみの分別の徹底（段ボールコンポスト等）は、既に本町でも10年以上前から実施をしております。また、⑨環境問題・気候問題への町民への周知や危機感を広める運動については、大変賛同しますし、本町でも気候非常事態宣言を出す出さないにかかわらず、大いに実行し、取り組まなければならない提言であると思われます。しかしながら、前にも述べましたように、この気候非常事態宣言を採択すれば実行しなければ何もなりません。行政、議員、そして町民皆さんにも実際に取り組む責任が生じます。その上、実行、具現化には大きな財政的負担が必要になります。

国が国策として気候非常事態宣言を出すようになれば、それなりの補助金、交付税が付くのですが、現状は大変脆弱で、今後ますます厳しくなる東彼杵町の財政状況を鑑みますと、現時点でのこの気候非常事態宣言を採択するのは、残念ながら時期尚早と思われます。また、感情に流され実現できないことを安易に引き受けるようなことは責任ある政治家として最もやってはいけないことと思っておりますので、私は、総務厚生常任委員会報告書の趣旨採択に賛成します。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、最初に戻りまして、原案の採択に賛成の方。

ありませんね。

次に、原案の採択及び趣旨採択に反対者。

ありませんね。

次に、原案の採択に賛成者。

ありませんね。

次に、趣旨採択に賛成者。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

私は、趣旨採択に賛成の立場であります。

そういった観点から、この見解をしていきたいと思っておりますけれども、先ず、岡本湧月さんが今回請願を出されたこと、あるいは行動を起されたこと、そして、この趣旨は大いに評価するものであります。しかしながら、この気候非常事態宣言の具体的誓言、①項から 9 項目ございますけれども、そのうちの①項から⑥項までについて具体的に、ちょっと皆さんたちに説明としていきたいと思っております。

①項は何かというと、再生可能エネルギーの自給率の向上であります。これは 2010 年には自給率が 20.2%ございました。それが翌年、東日本大震災が発生をいたしました。そのことを契機として原子力発電所が次々と閉鎖。その自給率が最低に陥ったのが 2014 年 6.4%に陥っております。それから、石炭火力を軸として電気の発生をもたらしてきたわけなんですけれども、その石炭火力も二酸化炭素を抑制する研究がなされ、それに伴って自給率も 2016 年に 8.3%となっております。

したがって、何を言いたいかといいますと、この①項の再生可能エネルギーの自給率の向上は、そもそも国家的施策であること。また、このような事業は大企業が取り組む事業であり、農業を主体とする東彼杵町においては馴染むものではない、このように考えております。

②項のグリーン購入でございます。グリーン購入はということかということ、請願書に書いてありますように地産地消の促進、カーボンフットプリント、あるいは省エネ車、省エネ住宅、省エネシステム等の導入等に対する町の補助金、省エネ相談窓口。こういったことが具体的政策提言とありますけれども、このグリーン購入も、こういった省エネ車なども国家的施策であろうと思っております。これを町が、例えば、省エネ車、省エネ住宅に補助金を出すといった場合に、これも先ほど同僚議員が言っていましたけれども、どの程度補助金を出せるのか、非常に財政的裏付けがございます。軽々とはい OK ですよと言いがたい。これも、したがって、地方行政には馴染まないのではないか。国からの補助金があれば別ですけれども、なかなか東彼杵町単独で補助をするということには馴染まないのではないかと考えております。

次、③のカーボンリサイクル、そもそもカーボンリサイクルとはどういうことかと言うと、これは経済産業省が推進している事業でございます。要するに、カーボンリサイクルというのは、もう一回熱効率を良くして二酸化炭素を減らそうという事業でございます。これも大企業、大病院が存在しない東彼杵町にとっては、このカーボンリサイクル事業というのは、なかなか導入が困難な事業でございます。

④のエコファミリーというのはどういうことかといいますと、現在、福岡エコファミリー応援アプリとか福岡エコライフ応援ブックとかが行われていて、電気やガス、水道使用料の削減とか古紙、古着のリサイクルハウス、こういうものが岐阜県や愛知県を中心に展開をされております。特に、古紙、古着というのは、事業はやっている事業なんですけれども、大村市とか東彼杵町は、古紙、古着が大量に発生する所は馴染む事業でございます。東彼杵町や大村市ぐらいの小さな町ではなか

なか、このエコファミリーも馴染むものではないということでございます。

⑤コージェネレーション導入、聞いたことがないような名前なんですけれど、これは、コージェネレーションとは天然ガス、石油、LP ガス等を燃料としてエンジン、タービン等の方式により発電をして、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムなんです。大きな省エネ。そういうことございまして、これまた設備も熱需要が大きい病院とか。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩を認めます。

暫時休憩（午前 11 時 15 分）

再 開（午前 11 時 15 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、大石議員の発言を許可します。

○5 番（大石俊郎君）

引き続き発言をしてみたいです。

コージェネレーション設備というのは、熱需要の大きい病院、福祉施設とかホテルとか大きなスポーツ施設、こういう所に導入されるのが一般的です。東彼杵町にはそういう施設はございません。したがって、これも東彼杵町にはなかなか馴染まない事業でございます。

したがって、今まで私が言ってきたように、これをやる以上は先ほど同僚議員が言いました壱岐市がスタートしているんですけど、壱岐市もそういったことを宣言しました。宣言したために、役場全体の車は全て電気自動車にしなければいけない。こういうことで壱岐市は今非常に苦慮しております。

だから、宣言ということは、具体的誓言でいくと裏付けをしなければいけないということになるわけです。したがって、軽々と宣言する以上は、やはり政策提言を詰めて、こういうことをやっていきますよということをしっかり詰めて提言しないとなかなかできないということでございます。以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に原案の採択に賛成者。

ありませんね。

原案の採択及び趣旨採択に反対者。

ありませんね。

原案の採択に賛成者。

ありませんね。

趣旨採択に賛成者。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

それでは、趣旨採択に賛成という立場から申し述べます。

地球温暖化や気候変動の原因は、化石燃料の使用増加によるCO₂の排出が増えたことが原因であると言われておりますが、翻って1970年代の高度成長期は経済効率が優先され、CO₂の排出や地球温暖化は論外でした。

その後、その結果、公害による環境破壊と健康被害は、大きな社会問題となりました。その後、CO₂の排出を減らすため京都議定書を皮切りに2016年にパリ協定書が発行され、国際社会はCO₂の排出量削減に取り組んでおります。その結果、1970年代と比べて格段に改善されましたが、現在社会は、多くのエネルギーを消費し経済が回っております。

エネルギーの確保は、国家の発展や安全保障と密接な関係にあります。化石燃料に代わるものとして再生エネルギーや天然ガス、あるいは原子力等がありますが、再生可能エネルギーの占める割合、先ほど大石議員が言っておられたとおりで、2010年が20%、2017年度で16%と低い水準で推移しております。これを見ますと、再生可能エネルギーは発展途上であって、化石燃料を上回ることはありません。なので、現段階では、化石燃料を排除できませんが、近年においては天然ガスの需要供給の増加などで環境改善に貢献しています。今後は、更にCO₂の削減など環境改善技術は進化することが期待されます。

請願者は高校1年生と聞いておりますが、若い人たちが、環境問題や社会問題等に関心を持って行動されていることは大変素晴らしいことだと思っております。しかし、公共団体が非常事態に係る宣言を採択とすると、その責任として宣言内容に従わなければならないでしょう。これは先ほど口木議員等がおっしゃったとおりでございます、そうなりますと、町の財政負担や経済的損失は計り知れません。

そもそも非常事態とは、危険性が差し迫っている状況であり、災害や被害を最小限に留めるため一定の条件が満たされた時、非常事態宣言が発令されます。本来なら、国が行うものであり、原則2年以内の期限付きであります。

非常事態が常であればマンネリ化され、まさに今が非常事態である時、果たして人々は危機感を持てるでしょうか。逆に被害、災害を被る結果となることが懸念されます。

非常事態宣言は、危機的状況になって発動され、初めてその効果があると言えるでしょう。不確実性の高い将来を予測しその状態にない平時にあえて危機感を与える必要はないと思います。

したがって、趣旨は理解いたしますが、非常宣言が気候変動を防ぐ唯一の手段ではないということです。したがって、非常事態宣言には賛同できません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、原案の採択に賛成者の方。

ありませんね。

原案の採択及び趣旨採択に反対者。

ありませんね。

原案の採択に賛成者。

ありませんね。

趣旨採択に賛成者。

ありませんね。

ないようですので、これで請願第2号の討論を終わります。

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 11 時 21 分）

再 開（午前 11 時 22 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

これから、請願第 2 号「気候非常事態宣言」に関する請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、請願第 2 号「気候非常事態宣言」に関する請願書は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定されました。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 11 時 23 分）

再 開（午前 11 時 32 分）

○議長（吉永秀俊君）

定刻前ではございますけれど、全員お揃いのようなので、休憩前に戻り、会議を進めさせていただきます。

次に、日程第 17、議案第 73 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 73 号でございますが、本来なら議会当初に準備をしなければいけませんでした。災害状況等が把握できず最終日になりましたこととお詫び申し上げます。

それでは、令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1895 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 69 億 9494 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由でございますが、ここに記載いたしておりますように、歳出におきましては、台風 9 号、10 号による災害復旧関連経費として計上させていただきます。時間外勤務手当、それから災害査定測量設計業務委託料、工事請負費などの追加でございます。

歳入におきましては、町債 800 万円、地方交付税 1095 万 9000 円を追加を計上いたしております。詳細につきましては税財政課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして議案第 73 号についてご説明いたします。

それでは、議案書の 8 ページをお開きください。3 番歳出になります。

2 款 1 項 8 目交通安全対策費の 10 節需用費は、台風 10 号の影響で 7 か所のカーブミラー破損が確認されており、修繕費用として 80 万円追加いたしました。

11 目企業誘致対策事業費の 10 節需用費につきましても、グリーンテクノパーク入口看板の破損により、修繕費用として 32 万 8000 円計上しております。

9 ページになります。6 款 1 項 5 目農村環境改善センター費、12 節委託料は、農村環境改善センター前にあります桜の木が倒木等被害にあっており、除去作業の費用として 2 万 6000 円計上いたしました。

10 ページをお願いいたします。6 款 3 項 2 目漁港管理費の 10 節需用費は、音琴漁港荷捌き所の屋根が破損しており修繕費用として 8 万円追加しております。11 節役務費は、同じく音琴漁港荷揚場の側溝が土砂により通水しておらず、清掃を行う費用として 6 万円計上いたしました。

11 ページになります。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費の 11 節役務費は、口木田西部線の路面清掃費用と八反田旧砲車道線の倒木撤去費用、合わせて 50 万円を計上いたしました。

12 ページをお願いいたします。8 款 3 項 1 目河川管理費、11 節役務費の維持管理作業は、まず、本町地区及び瀬戸地区の水路が、海岸からの漂流物により閉塞しており、撤去費用として 30 万円。また、下で触れますけれども、гент川浚渫工事が台風の影響で工期を延ばす必要があり、それに併せて汚濁防止フェンス設置の期間が延びることから、フェンスの設置費用 20 万円を追加して、合わせて 50 万円計上いたしました。

その下、14 節工事請負費の河川浚渫工事追加は、台風前からгент川浚渫工事を予定しておりましたが、今回の台風により海岸から更に大量の土砂が漂流し、浚渫する土量が増加することから、工事費用を 100 万円追加いたしました。また、応急工事については、口木田の和田川、東町の松山川と清水川、3 川の土砂撤去費用として 80 万円を追加しております。

13 ページになります。9 款 1 項 5 目災害対策費 3 節職員手当等から 12 節委託料につきましては、9 月 6 日、7 日に避難所対応を行い、今後の対応に予算不足が見込まれることから合計で 341 万 1000 円を追加いたしました。

14 ページをお願いいたします。11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費の 3 節職員手当等 14 万 7000 円から 13 節使用料及び賃借料 3 万円につきましては、里漁港防波堤が破断し、復旧のための災害査定を行う費用として計上しています。

その下、14 節工事請負費は、町道西部線及び普通河川小音琴川の災害復旧を行うため、合計で 800 万円計上しております。

戻っていただいて 6 ページをお願いいたします。2 番歳入になります。12 款 1 項 1 目地方交付税は、一般財源として 1095 万 9000 円追加いたしました。

7 ページになります。23 款 1 項 7 目災害復旧債は、町道西部線及び普通河川小音琴川の災害復旧費用の財源として 800 万円の起債としております。

それでは戻っていただいて3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正です。今回の補正に係る起債の金額を追加しております。内容につきましては表の方でご確認ください。

説明については以上になります。なお、1ページ2ページの第1表と15ページ16ページの給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

13ページの5目災害対策費の件ですけれど、この10号によって職員の方も避難所あたりに配置されたと思いますが、その中で、大体、今回の10号の時に延べ何人ぐらいの方がそういった態勢になられたのか。そしてまた、職員数が不足とか、足りたのか。配置関係で支障が出なかったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ず今回の避難所は、大型台風ということで鉄筋コンクリートの建物5か所ということで設定をさせていただいて、職員を配置をいたしました。次の月曜日にかけての勤務状態もありましたものですから、通勤が不可能になる方も出てきてはいけないと思って、前日から役場に招集して対応を取って待機をさせるということで人員を配置して、各総合会館とか千綿とかの人数につきましては総務課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

台風10号の被害については、9月6日の日曜日から、台風の早めに準備ということで11時ぐらいから集合をかけております。

避難所については、5か所設けたために約30名の避難所運営にあたっております。あと、総務課の方でも消防団の管理、防災交通等、また情報発信、住民から問い合わせ、こういったもので役場待機をいたしております、それが私も含めて5名。そして、建設課、農林水産課、水道課についても災害対策に備えておりますので、そういった意味から50名を上る人数、ちょっと正確な数字は持っていませんが、職員が出ております。

それと、次の日の勤務ということも考え、月曜日ですね、これは平常勤務の方で対応を当たるといことであれば役場の方に先に待機しておくということもございましたので、それについても10名ほどおりますと60名ほどになったかと思っております。そういった対応をしております。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今回の台風で、被害が、倒木とかあるいは家の破損とかも出たのではないだろうかと思っておりますが、直接、役場にそういった連絡、問い合わせ、撤去方法とか、何件ぐらい問い合わせとかあ

ったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

役場の問い合わせが、ちょっと数は把握していませんが、その後は、農林のビニールハウスとか町道の倒木とか、その辺は調査をいたしました。当日何件来たかというのはちょっときておりませんが、わかる範囲で総務課長の方から説明させます。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

被害については、水道、建設、農林の方についての問い合わせはわかりませんが、総務課の方で対応するものについては、避難所についての問い合わせ、こういったものとか、福祉避難所の問い合わせ、こういったものもございます。もちろん、マスコミ等からも災害が発生していないかとか常時あっております。また、警察と消防署との連携も必要でございます。

また、住民等からは、停電が発生したことについての復旧についても、九電等にかからないということで役場に多数かかってきておりまして、何件というのがなかなか集計できておりません。電話対応はそういうことで随時ずっとやっておりますということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に、10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

10 ページに清掃作業手数料の追加とございますけれど、当然台風による海岸のごみの掃除にかかる分かなと思っておりますけれど、今回の台風9号、10号につきましても海岸沿いは本当に手もつけられないほどのごみなんです。それで、私事で恐縮なんです。八坂神社付近もめちゃくちゃ酷いんですよ。9号の時は、船がごみをいっぱい被って海水が詰まって沈没した事案も発生したんですけれど、9号の時がごみが酷く上がったんですよ。また10号が来るということで、私はあそこら辺が一番危ないと思って、個人的に、たぶんトラック2台ぐらいは、ちょっと兵隊を2人連れて行って自分で片付けたんですよ、こっちに来ないように。それで、ひとまとめにしているんですけど、これを処理するには大変、はっきり言って。ですから、これは仕方がない、燃やさなければいけないと私は言っているんですよ。

ですから、現状で行けば、そういったものは燃やせないということは重々承知はしておりますけれど、今回に限っては特例として海岸ごみの焼却がどうにかできないものか、どっちが担当なのか、それは駄目ですか。どうですか。もう既に燃やしてありますよ、各地で。申し訳ないですけど。裏を取る意味でどうでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

燃やして良いとかということ、ちょっとこちらからは言えないですが、前回、台風9号で海岸に打ち上げられたものが10号で持ち去ったというところもございまして、そういうところを見な

がら、今回河川の方を建設課で上げておりますが。そういうことで、町が燃やして良いとかは発信ができないのかなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

知らんふりしてという形で。とてもじゃないですけど、あれをトラックに積んで、手でつなげておかないと駄目なんです。だから、これは、はっきり言って燃やされています。音琴もいっぱい燃やしていました。千綿も燃やされてきました。私は知らんふりをしていますけれど。そういう形でしないとどうしようもない。あれを機械などに入れてというのは先ず無理ですから、手作業ですから非常に労力もかかりますし。

私は、この間、係船組合で、あなたたちも受益者だから一緒に行ってごみ処理をしようと言ったけれど、町に言っているからという話だから。そういうことではなくて、町はいっぱいあってそこまで手は回らないから、自分たちでしょうと私は提言はしているんですけど、なかなかそれもままならないということです。知らないふりをして燃やしましょう。

○議長（吉永秀俊君）

答弁は要りますか。

○10 番（橋村孝彦君）

回答は結構です。

○議長（吉永秀俊君）

答弁がないような質問はしないでください。

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 73 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 73 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 73 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）

は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 74 号 塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 18、議案第 74 号塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○議長（吉永秀俊君）

議案第 74 号塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約についてでございます。

1、契約の理由、塩鶴川溪流保全工事（1 工区）。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約の金額、5786 万円。4、契約の相手方、住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町里郷 1885 番地、会社名株式会社中野組、代表取締役 中野広信。

提案の理由でございます。塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により本案を提出するものでございます。詳細につきましては、建設課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

議案第 74 号につきまして町長に代わりまして補足説明いたします。

塩鶴川溪流保全事業につきましては、九州新幹線武雄温泉長崎間建設に伴いまして、昨年度から鉄道建設・運輸施設整備支援機構より受託して行っております。

配布しています資料の航空写真をお願いいたします。図面中央に赤丸で囲んでいる所が今回施工箇所になります。そこに、緑色の点線があるかと思えますけれど、それが本町所管がしてあります普通河川の塩鶴川でございます。

現在、塩鶴川の上部に新幹線の橋梁が建設中でありますが、その橋梁の橋脚が塩鶴川をまたぐような形で設置してあります。本事業は、その橋脚を保護することを目的としまして、自然の護岸からコンクリートブロック積み擁壁の護岸に改良することでございます。

今回、審議をお願いしております 1 工区につきましては、配布しております資料の 2 枚目をお願いいたします。赤で、2 か所着色している所が今回の施工場所になります。図面の上の方ですが、これは工事用の仮設道路を示しています。新幹線の建設工事に伴いまして工事用の仮設道路が既に設置してあるんですけれど、その仮設道路と今回工事をいたします塩鶴川が 10m 以上の高低差がありまして、また、侵入道路もないことから、今回新たに仮設道路を 95m 設置をいたします。図面の下の方ですが、これは護岸工になります。塩鶴川は図面の右から左の方に向かって流れておりますが、今回下流に向かって左岸側の擁壁のブロック積みを、高さ 1.5m から 2.8m、延長 46.4m の約 123 m²、床固め工を 1 基と帯工を 2 基施工いたします。工事の内容については以上でございます。

契約相手方の中野組さんにつきましては、平成 21 年から 22 年にかけて防衛施設周辺整備事業で整備しました原田地区排水路整備事業というのがあるんですけれど、今回の工事とほぼ同じよ

うな工事施工実績があります。また、長年にわたり多種の工事をされていることから技術的に特に問題がないものと考えます。以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから、質疑を行います。質疑がある方は挙手をしてお願いします。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

2枚目のこの赤い着色した部分の所は、ちょっと、もう少しわかりやすく説明をお願いします。ちょっとどうなっているのかよくわからない、お願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

上の方にじぐざぐと言いますか、なっている所が仮設道路でございます。これが真っ直ぐ道を通しますと、安全に通行できる勾配が確保できないものですから勾配を確保するためにじぐざぐのような形に仮設道路を設置いたします。

下の方が先ほど言いました護岸になるんですけど、ブロック積みの擁壁を施工いたしまして、中ほどに床固め工と言いまして、流速を緩和するために落差を設けて施工するんですけど、そういった構造物を設置します。上流側と下流側に流速を軽減したり、護岸を強固にするための構造物を設置いたします。以上で、よろしいでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

この図面で、八反田の一番上の民家から太ノ浦まで繋がっている道路がありますよね、あの道路はどこですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

申し訳ございません、この図面には、その町道は入っておりません。今回工事する所だけの図面となっております。

○——△——

これはわからないな。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 74 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 74 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 74 号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 74 号塩鶴川溪流保全工事（1 工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 19 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 19、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和 2 年第 3 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

閉 会（午前 11 時 56 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 口木 俊二

署名議員 浪瀬 真吾